

認 証 制 度 規 程
業務用食器洗浄機用洗浄剤に関する細則

日本食品洗浄剤衛生協会
2015年2月

1993年5月 制定
2015年2月 改訂

目次

認証制度規程	1
業務用食器洗浄機用洗浄剤に関する細則	4
[別紙-1] 適合マーク	6
[別紙-2] 手数料	7
書式	8
[書式-1] 認証登録申請書	
[書式-2 (1)] 認証書・適合マーク標記承認書	
[書式-2 (2)] 適合マークの標記承認書	
[書式-3] 適合マーク標記期間更新申請書	
[書式-4] 適合マーク標記中止届書	

(付) 業務用食器洗浄機用洗浄剤の認証制度に関するガイドライン

認 証 制 度 規 程

[制定：1993年5月]

[改訂：2012年4月]

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、わが国の公衆衛生の向上への寄与を目的として、日本食品洗浄剤衛生協会（以下「本協会」という）が会則第5条第4号の規定に基づき、食品衛生関連洗浄剤（以下「洗浄剤」という）の成分等に関する規格基準を定め、これに適合する洗浄剤を認証する制度について定めるものである。

(認証の定義)

第2条 この規程において認証とは、認証登録申請された洗浄剤が、本協会の定める成分等に関する規格基準（以下「規格基準」という）に適合していることを認めることをいう。

(適合マーク)

第3条 認証を受けた製品は、本協会所定の適合マーク（以下「適合マーク」という）を標記できる。

第 2 章 規 格 基 準

(規格基準)

第4条 本協会が認証を行う洗浄剤の種類およびその規格基準は、学識経験者、関係官庁等の指導を得て、理事会においてこれを定める。社会情勢の変動等により規格基準を廃止または改定する場合も同様とする。

- 2 理事会は、規格基準の決定または改廃を行う場合、これを検討するための委員会等を設置することができる。

第 3 章 認 証 登 録

(認証登録申請)

第5条 認証登録の申請手続き、申請手数料は別に定める。

(通 知 等)

第6条 会長は、本協会事務局からの報告に基づき、当該認証登録申請者に認証する旨ま

たは認証しない旨を書面をもって通知する。

第4章 認証の有効期間

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は5年とし、認証後5年以内に製造する当該洗浄剤に適合マークを標記することができる。

2 適合マークを標記する場合、当該洗浄剤の表示見本を本協会にあらかじめ提出するものとし、表示の全部または一部を変更する場合も同様とする。

(標記期間の更新)

第8条 前条に定める期間経過後も適合マークを標記することを希望する者は、本協会所定の手続きを行うことにより、さらにその後5年以内に製造する当該洗浄剤に適合マークを標記することができるものとし、以後も同様とする。

第5章 責 任 等

(認証製品の保証等)

第9条 適合マークを標記する者は、適合マークを標記する個々の製品全部が認証の条件に適合するものであることを保証し、万一、適合しないものが発生した場合は、自己の責任において当該製品の回収等、適切な措置を講じるとともに、本協会に報告しなければならない。

(製造中止等)

第10条 認証を受けた者は、認証を受けた洗浄剤の製造、販売を中止した場合もしくは適合マークを標記しないこととした場合は、その旨を書面をもって本協会に届け出るものとする。

(標記の禁止)

第11条 認証を受けていない洗浄剤は、適合マークを標記してはならない。

(認証の取消し)

第12条 認証を受けた者がこの規程に定める遵守条項に違背した場合、本協会は、違背した者が受けた認証を取り消すことができる。

第6章 補 則

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成5年10月1日より施行するものとし、それと同時に、平成4年5月1日より施行の業務用食器洗浄機用洗浄剤および平成4年6月1日より施行のエタノールを主剤とする食品機械器具洗浄剤の自主認証制度に関する規定（以下、それぞれを「各規程」という）は、効力を失う。但し、平成5年9月30日以前に適合マーク表示の承認を受けた洗浄剤は、この規程による認証を受けたものとして取り扱う。

業務用食器洗浄機用洗浄剤に関する細則

[制定：1993年9月]

[改訂：2015年2月]

(目 的)

第1条 この細則は、日本食品洗浄剤衛生協会認証制度規程（以下「規程」という）の「業務用食器洗浄機用洗浄剤」に関する細目を定めるものである。

(規格基準)

第2条 規程第2条に基づく「規格基準」は、飲食器用洗浄剤自主基準（添付資料）の成分規格に適合しなければならない。

(適合マーク)

第3条 規程第3条に基づく「適合マーク」は、別紙-1に定めるものとする。

(認証登録申請)

第4条 規程第5条に基づく申請手続き、申請手数料について、次のように定める。

(1) 申請者は、書式-1の「認証登録申請書」（以下「申請書」という）に公的検査機関もしくは計量証明事業を認定された機関（以下、公的検査機関等）の発行する成分規格検査証明書とラベル等の表示見本または全表示事項を記載した書類を添えて会長に提出するとともに、申請手数料（別紙-2）を本協会に納付する。

(2) 同一処方への申請には、本協会に提出済みの成分規格検査証明書を利用することができる。

同一処方とは、プライベートブランドとして製品名を変更して販売するケースなどを言う。

(成分規格検査)

第5条 成分規格検査は、公的検査機関等に依頼して実施する。

2 成分規格検査は、添付資料の「飲食器用洗浄剤自主基準の成分規格における試験方法」に準拠して行なうものとする。

3 成分規格検査は申請時に行う必要があるが、更新時には行う必要がない。ただし、成分規格改定後初回の更新時には、公的機関等による成分規格検査証明書を提出するものとする。

4 原料または処方変更を行った結果、ラベル等の表示における成分の記載内容が変更される場合は、公的機関等による成分規格検査を再度行ない、ラベル等の表示見本と検査結果を本協会に提出する。

(通知等および適合マークの標記)

第6条 規程第6条および第7条に関して、次のように定める。

- (1) 認証を受け、適合マークを標記する者に対して会長が発行する文書は、書式-2(1)の「認証書・適合マーク標記承認書」および「適合マーク」の清刷とする。
- (2) 製品名を変更または追加する場合は、書式-1の「認証登録申請書」により申請を行うこととする。

(標記期間の更新)

第7条 規程第8条に基づく適合マーク標記期間の更新について、次のように定める。

- (1) 適合マークの標記者は、標記期間が満了する6か月前から1か月前までの間に、書式-3の「適合マーク標記期間更新申請書」に表示見本を添えて会長に提出するとともに、更新手数料(別紙-2)を本協会に納付する。
- (2) 適合マーク標記期間の更新を承認された適合マークの標記者に対して会長が発行する文書は、書式-2(2)の「適合マーク標記承認書」とする。

(製造中止等)

第8条 規程第10条に基づく届出に関して、認証を受けた洗浄剤の製造を中止した場合もしくは適合マークを標記しないこととした場合は、書式-4の「適合マーク標記中止届書」を提出するものとする。

(ラベル表示)

第9条 ラベル等の表示については、業務用食器洗浄機用洗浄剤の認証制度に関するガイドライン 1. ラベル表示ガイドラインおよび、2. 特定用語のラベル表示に関するガイドラインに基づき行なうものとする。

(不適切な表示の報告等)

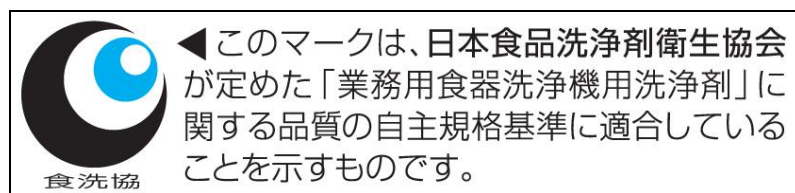
第10条 ラベル表示において、本協会のラベル表示ガイドラインから逸脱しているものについては、本協会会員から随時本協会事務局へ報告することができる。

- 2 表示内容がラベル表示ガイドラインから著しく逸脱している場合や不適切な表示・表現については、協会で協議し、本協会は認証を受けた者に警告し、訂正を要求できる。

適合マーク



-
1. 表示する適合マークの大きさ，位置，色（単色）は自由に選ぶことができ，また，清刷に基づいて作成したシールを貼付してもよい。
 2. 各社のラベルやパンフレット等で「適合マーク」を解説する場合は，下記の文を参照すること。



手数料

種 類	金 額
1. 会員手数料 ※	
(1) 申請手数料	5,000 円
(2) 更新手数料	2,000 円
2. 非会員手数料	
(1) 申請手数料	30,000 円
(2) 更新手数料	12,000 円

※会員手数料は当協会の会員会社にのみ適用される。

平成 年 月 日

日本食品洗浄剤衛生協会
会長 殿

住 所

社 名

代表者氏名

印

連絡担当者

氏 名

所属・役職

住所 〒

電話番号

FAX 番号

認証登録申請書

下記製品について、貴協会の認証制度規程に基づく認証を受けたく、登録を申請します。

記

1. 業務用食器洗浄機用洗浄剤

製品名

2. 製品の分類（該当するものにチェックを入れる）

中性タイプ 非苛性アルカリタイプ 非劇物タイプ 劇物タイプ

塩素系非苛性アルカリタイプ 塩素系非劇物タイプ 塩素系劇物タイプ

3. 製品の剤型（該当するものにチェックを入れる）

液状 非液状

4. 特定成分の配合と安全性（配合している場合は成分および安全性にチェックを入れる）

酵素 漂白剤 香料 着色料

上記のチェックした特定成分については安全性を確認しています。

5. 添付試料・書類

5-1. 分析用の検体試料または検査証明書（選択するものにチェックを入れる）

公的検査機関等の成分規格検査証明書を添付します。（発行日 年 月 日）

下記製品と同一処方のため、成分規格検査の免除を申請します。

製品名：

取得認証番号：

5-2. ラベル表示（選択するものにチェックを入れる）

表示見本を提出します。 全表示事項を記載した書類を提出します。

※荷姿が複数ある場合は、荷姿ごとのラベル表示各1部が必要です。

備 考

平成 年 月 日

(申請会社名)

(申請者役職・氏名) 殿

日本食品洗淨剤衛生協会
会長

認 証 書

平成 年 月 日付にて認証登録申請のあった、業務用食器洗淨機用洗淨剤「 (製品名) 」については、これを認証します。

認証日 平成 年 月 日

適合マーク標記承認書

業務用食器洗淨機用洗淨剤「 (製品名) 」については、適合マークの標記を次の通り承認します。

適合マークの標記期間

平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

(申請会社名)

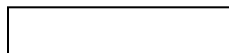
(申請者役職・氏名) 殿

日本食品洗淨剤衛生協会
会長

[更新]

適合マーク標記承認書

平成 年 月 日付で認証された、業務用食器洗淨機用洗淨剤「 (製品名) 」については、適合マークの標記を次の通り承認します。



適合マークの標記期間

平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

日本食品洗淨剤衛生協会
会長 殿

住 所
社 名
代表者氏名 印

連絡担当者
氏 名
所属・役職
住所 〒

電話番号
FAX 番号

適合マーク標記期間更新申請書

平成 年 月 日付，承認番号第 号にて適合マークの標記を承認された，業務用食器洗淨機用洗淨剤「 (製品名) 」について，適合マークの標記期間を更新致したく，申請します。

添付書類：表示見本

平成 年 月 日

日本食品洗淨剤衛生協会
会長 殿

住 所
社 名
代表者氏名 印

連絡担当者
氏 名
所属・役職
住所 〒

電話番号
FAX 番号

適合マーク標記中止届書

平成 年 月 日付で認証された、業務用食器洗淨機用洗淨剤「 (製品名) 」
について、下記の理由により適合マーク標記の中止を報告します。

- 本製品の製造の中止
- 適合マークの標記の中止
- その他 ()

(適合マーク標記承認書：承認番号第 号)

(注意) 該当する□内に、✓印を記入して下さい。

業務用食器洗浄機用洗浄剤の認証制度 に関するガイドライン

日本食品洗浄剤衛生協会
2015年2月

目次

1. ラベル表示ガイドライン	1
2. 特定用語の	14
3. 製造ガイドライン	16
4. 認証制度運用に関する Q&A.....	17

1. ラベル表示ガイドライン

[制定：2005年4月]

[改訂：2015年2月]

(1) 一般表示事項

* ラベル表示に関しては、各種業務用洗浄剤の表示に関するガイドライン（2015年2月改訂）を遵守し、使用者に対し分かりやすく親切な表示を作成するものとする。なお、法律等に基づく製品への表示については遵守する。また、実際のラベルの作成にあたっては、各社の責任において、各社の判断で表示内容を決定することが望ましい。

特に留意すべき点を以下に示す。

① 使用前の注意喚起

医薬用外劇物の場合：必ず使用前に「安全データシート（SDS）」と「使用上の注意」をお読みください。

その他の場合：必ず使用前に「使用上の注意」をお読みください。

上記の旨を表示する。

② 一般消費者用と区別するため、業務用と表示する。

③ 絵表示は、GHS、JIS および洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の絵表示以外についても、端的に注意を喚起するため、積極的に用いるのが望ましい。

④ 当協会のガイドラインに基づくことを明記するために表示する。

⑤ 品名として、業務用食器洗浄機用洗浄剤と表示する。

⑥ 成分として、一般表示成分（表-1 に代表例を記載）については、これらの成分が 5w/w% 以上含有する場合、界面活性剤は 1w/w% 以上含有する場合は、名称を表示する。特定表示成分（表-2 に代表例記載）については、配合の多少に関わらず名称を表示する。

⑦ 性状

製品の形態を表示し、pH 値による液性を（ ）内に表示する。

測定規準：雑貨工業品品質表示規程（平成9年12月通産省告示第672号：最終改正平成13年4月経済産業省告示第328号の住宅用または家具用の洗浄剤の液性表示）に基づく。

内容の抜粋；

液性の表示に際しては、次の表の左欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる液性を用いて表示すること。この場合において水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものにあたっては原液について、粉末や固形のものにあたっては、1リットルの水に50グラムの試料を溶かした溶液について日本工業規格 Z8802（pH 測定方法）に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は25℃とすること。

水素イオン濃度 (pH)	用語
11.0 を超えるもの	アルカリ性
11.0 以下 8.0 を超えるもの	弱アルカリ性
8.0 以下 6.0 以上のもの	中性
6.0 未満 3.0 以上のもの	弱酸性
3.0 未満のもの	酸性

⑧ 用途

自動食器洗浄機を使用した食器，器具類の洗浄上記の旨を表示する。

⑨ 内容量または正味量 (Net または Gross で可)

重量または容量 (kg, L など) で表示する。

⑩ 標準使用濃度

%で表示する。 **~**%と幅をもたせて表示してもよい。

⑪ 使用方法

必要に応じて記載

⑫ 使用上の注意

最低限必要な注意事項の例文を次に記載する。それ以外の注意事項は各社で記載することは可能。なお，表示の順番は自由で，文言は内容的に逸脱していなければ表現も自由とする。また，()は削除が可能である。

- ・ 作業時は(状況に応じて，)保護メガネおよび炊事用手袋を使用する旨。
- ・ 他の薬剤，洗浄剤や水とまぜない旨。
- ・ 他の容器(飲料用のボトルなど)に移し替えて使用しない旨。
「該当しない場合は適切な表現」
- ・ 使い終わった容器はよく洗ってから処理する旨。
「該当しない場合は適切な表現」
- ・ 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。
- ・ 子供の手の届かないところに保管する旨。

*代表表示例を表-3 に記載するので参照のこと。

⑬ 応急処置

応急処置の例文を次に記載する。それ以外の応急処置は各社で記載することは可能。なお，表示の順番は自由で，文言は内容的に逸脱していなければ表現も自由とする。また，()は削除が可能である。

*中性タイプ

- ・ 液が目に入った場合，速やかに流水でよく洗眼する。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合，速やかに医師の診断を受ける旨。
- ・ 万一飲み込んだ場合，直ちに多量の水，(牛乳や生卵)を飲ませる。吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。

＊非苛性タイプ

- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。)
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある旨。

＊非劇物タイプ

- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

＊劇物タイプ

- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)その後、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

＊塩素系非苛性タイプ

- ・ 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある旨。
- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。)
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受け

る旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。)

- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある旨。

***塩素系非劇物タイプ**

- ・ 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある旨。
- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

***塩素系劇物タイプ**

- ・ 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある旨。
- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)その後、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

*代表表示例を表-3に記載するので参照のこと。

⑭ 発売元の名称、住所、電話番号

劇物の場合は、製造元(輸入元)、住所、電話番号などを記載する。

製造ロット番号は、JISに準ずることが望ましいが、製造年月日が判読できる方法で表示する。

(2) その他

- ① 製品は、表示に記載されている標準使用方法に基づいて使用した場合、表示する有効性が認められなければならない。効能効果の実証については、製品を製造または

販売するものが、各々の効力試験方法に基づいて有効性を自主的に確認することとする。

② 表示事項は、洗浄剤の最小個装単位に表示する。

(3) 表示例

参考になるように表-3に表示例を示す。

この表示例はあくまでも1つの例示に過ぎず、各社は使用者に対して分かりやすく親切な表示を作成するように心がける。

表-1 一般表示成分代表例のリスト

表示する名称	成分の代表例		
炭酸塩	炭酸ナトリウムまたはカリウム，炭酸水素ナトリウムまたはカリウム セスキ炭酸ナトリウム，炭酸ナトリウムカリウム		
塩化物	塩化ナトリウム，塩化カリウム，塩化マグネシウム，塩化カルシウム 塩化アルミニウムなど		
けい酸塩	オルソけい酸ナトリウムまたはカリウム，メタけい酸ナトリウムまたはカリウム， セスキけい酸ナトリウムまたはカリウム，1号けい酸ナトリウムまたはカリウム， 2号けい酸ナトリウムまたはカリウム，3号けい酸ナトリウムまたはカリウム， 4号けい酸ナトリウムまたはカリウム，合成ゼオライト，含水けい酸アルミニウム など		
硼酸塩	硼砂		
カルボン酸塩	クエン酸ナトリウムまたはカリウム，グルコン酸ナトリウムまたはカリウム， リンゴ酸ナトリウムまたはカリウム，ニトリロ三酢酸ナトリウムまたはカリウム (NTA)，エチレンジアミン四酢酸ナトリウムまたはカリウム (EDTA)，イミノジ酢酸ナトリウム またはカリウム，カルボキシメチルセルロース (CMC)，ポリアクリル酸ナトリウム， ポリマレイン酸ナトリウム，ポリアクリル酸マレイン酸コポリマーナトリウム など		
硫酸塩	硫酸ナトリウム，硫酸カリウム，硫酸マグネシウム，硫酸カルシウム		
りん酸塩	第一りん酸ナトリウムまたはカリウム，第二りん酸ナトリウムまたはカリウム， 第三りん酸ナトリウムまたはカリウム，トリポリりん酸ナトリウムまたはカリウム， 環状メタりん酸ナトリウム，ヘキサメタりん酸ナトリウムまたはカリウム， ピロりん酸ナトリウムまたはカリウム など		
ホスホン酸塩	1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸ナトリウム (HDEPO)，エチレンジアミン テトラキスメチレンホスホン酸ナトリウム (EDTPO)，ニトリロトリスメチレンホスホン酸 ナトリウム (NTPO)，ジエチレントリアミンペンタメチレンホスホン酸ナトリウム (DETPPO) など		
高分子	ナフタレンスルホン酸ポリマー，ポリビニルアルコール (PVA)		
アミン類	アルカノールアミン，アンモニア		
多価アルコール	グリセリン，グリコール		
非イオン系界面活性剤	系別	高級アルコール系 (非イオン) 脂肪酸系 (非イオン) 酸化アルキレン系	種類 ポリオキシエチレンアルキルエーテル グリセリン脂肪酸エステル EO/PO 共重合体，EO/B0 共重合体
陰イオン系界面活性剤	系別	脂肪酸系 (陰イオン) 直鎖アルキルベンゼン系 高級アルコール系 (陰イオン) アルファオレフィン系 ノルマルパラフィン系	種類 脂肪酸ナトリウムまたはカリウム (石けん) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (LAS) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム (AES) アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム (AOS) アルキルスルホン酸ナトリウム

表-2 特定表示成分代表例のリスト

表示する名称	成分の代表例
水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム
水酸化カリウム	水酸化カリウム
酵 素	α-アミラーゼ、プロテアーゼ、リパーゼ
酸素系漂白剤または 酸素系酸化剤	過炭酸ナトリウム
塩素系漂白剤または 塩素系酸化剤	塩素化イソシアヌル酸ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウム

表-3-1 食器洗浄機用洗浄剤-Ⅰ〔液体・非苛性・塩素系〕

業務用 ○△□×（製品名）

次亜塩素酸ナトリウム:20%
次亜重塩素酸ナトリウム(12%):25%
水:55%

必ず使用前に「安全データシート（SDS）」と「使用上の注意」をお読みください。

まぜるな危険

このマークは、食洗協が定めた自主規格基準に適合していることを示すものです。

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て**危険**。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
- 子供の手にふれないようにする。
- 必ず換気をよくしてから使用する。



危険

金属腐食のおそれ
飲み込むと有害
重篤な薬傷・眼の損傷
臓器の障害のおそれ
水生生物に毒性あり



日本食品洗浄機衛生協会（食洗協）の定めたガイドライン（GHS）に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	塩素系漂白剤、ケイ酸塩
性状	液体の記載（液性の表示「アルカリ性など」）
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はL等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	%（～％）
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしない旨。 キャップを開けるとき、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときは、キャップをしっかりと開める。緩んでいると、液が跳ねて目や皮膚に付く恐れがある旨。 （使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合）ミスト、蒸気を吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とはまぜない旨。 交換時は、チューブに付着した洗浄剤がはねる可能性があるので十分に注意しながら差し替える旨。 他の容器（飲料用のボトルなど）に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、（洗浄で乾燥した）専用の（プラスチック）容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 子供の手の届かないところに保管する旨。 施設して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出をさける旨。 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する旨。 内容物や容器は、（国際/国/都道府県/市町村の）規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示（イラスト等）、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当が遅れると生命にかかわる恐れがある。 ・目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。（コンタクトレンズは外す。）状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。） ・万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水（牛乳）を飲ませる。（意識のない場合には、口から何も与えない。）吐かせてはいけない。状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。） ・液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。（液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。）手当てが遅れると炎症（熱症）を起こすことがある。 ・万一流出した場合、物質被害を防止するため、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等（性状に適したものを指定）に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。
発売元：	○××株式会社
住所：	東京都○×区△△町××番地
電話番号：	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号：	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

*非苛性とは、製品成分として意図して苛性成分を配合しないものとする。
（例）次亜塩素酸ナトリウムに含まれる苛性ソーダは対象外とする。

表-3-2 食器洗浄機用洗浄剤-Ⅱ〔液体・非劇物・塩素系〕

水酸化カルシウム: 4.8%
 トリメチル酸ナトリウム: 20%
 次亜塩素酸ナトリウム(12%): 25%
 水: 50.2%

業務用 ○△□× (製品名)

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

まぜるな
危険



このマークは、食洗協が定めた自主規格基準に適合していることを示すものです。

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て**危険**。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
- 子供の手にふれないようにする。
- 必ず換気をよくしてから使用する。



危険

金属腐食のおそれ
 飲み込むと有害
 重篤な薬傷・眼の損傷
 臓器の障害のおそれ
 水生生物に毒性あり



酸性タイプと併用不可 目に注意 マスク・手袋着用 必ず換気 子供に注意

日本食品洗浄衛生協会 (食洗協) の定めたガイドライン (GHS) に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	塩素系漂白剤、リン酸塩、水酸化カリウム
性状	液体の記載 (液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg 又は l 等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしない旨。 ・屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 ・キャップを開けると、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときは、キャップをしっかり閉める。緩んでいると、液が跳ねて目や皮膚に付く恐れがある旨。 ・く使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合) >ミストを吸入しない旨。 ・取扱い後はよく手を洗う旨。 ・他の薬剤、洗浄剤等とはまぜない旨。 ・交換時は、チューブに付着した洗浄剤がはねる可能性があるため十分に注意しながら差し替える旨。 ・他の容器 (飲料用のボトルなど) に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・他の容器に移し替える場合は、(洗浄で乾燥した) 専用の (プラスチック) 容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・使い終わった容器はよく洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 ・銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、撥液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 ・業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 ・子供の手の届かないところに保管する旨。 ・施設して保管する旨。 ・必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する旨。 ・容器を密閉して換気の良いところで保管する旨。 ・内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の) 規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」 ユーザーにとってより判りやすい表示 (イラスト等)、項目などは各社の判断で対応	
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当が遅れると生命にかかわる恐れがある。 ・目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。) 状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。) ・万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水(牛乳)を飲ませる。(意識のない場合には、口から何も与えない。) 吐かせてはいけない。状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) ・液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。) 手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある。 ・万一流出した場合、物質被害を防止するため、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等(性状に適したものを指定)に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。
発売元:	○△□× 株式会社
住所:	東京都○△区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-3 食器洗浄機用洗浄剤-Ⅲ〔液体・劇物・塩素系〕

水酸化カリウム:15%
トリポリリン酸ナトリウム:20%
次亜塩素酸ナトリウム(12%):12%
水:53%

業務用 ○△× (製品名)
必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

医薬用外劇物
水酸化カリウム:15%

ませるな危険
このマークは、食洗協が定めた自主規格基準に適合していることを示すものです。

塩素系
●酸性タイプの製品と一緒に使う(ませる)と有害な塩素ガスが出て**危険**。
●液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
●子供の手にふれないようにする。
●必ず換気をよくしてから使用する。



危険

金属腐食のおそれ
飲み込むと有害(経口)
重篤な薬傷・眼の損傷
臓器の障害
水生生物に有害



酸性タイプと併用不可 目に注意 マスク・手袋着用 必ず換気 子供に注意

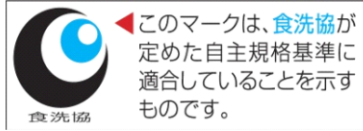
日本食品洗浄機衛生協会(食洗協)の定めたガイドライン(GHS)に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	リン酸塩、水酸化カリウム、塩素系漂白剤
性状	液体の記載(液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はl等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 キャップを開けるとき、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときは、キャップをしっかり閉める。凝っている、液が跳ねて目や皮膚に付く恐れがある旨。 使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合)ミストを吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 交換時は、チューブに付着した洗浄剤がはねる可能性があるため十分に注意しながら差し替える旨。 他の容器(飲料用のボトルなど)に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、(洗浄で乾燥した)専用の(プラスチック)容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 子供の手の届かないところに保管する旨。 施錠して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する旨。 容器を密閉して換気の良いところに保管する旨。 内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の)規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」 ユーザーにとってより判りやすい表示(イラスト等)、項目などは各社の判断で対応	
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)その後、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。) 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水(牛乳)を飲ませる。(意識のない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけません。気分が悪い時は、医師に連絡する。SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある。 万一流出した場合、物質被害を防止するため、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等(性状に適したものを指定)に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。
発売元:	○△× 株式会社
住所:	東京都○△区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造元:	○△×△△工業 株式会社
住所:	埼玉県□□市○△町××番地
電話番号:	048-△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-4 食器洗浄機用洗浄剤-IV〔粉末・非苛性・非塩素系〕

業務用 ○△× (製品名)

メチル酸ナトリウム:20%
EDTA-4Na:20%
炭酸ナトリウム:60%

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。



危険

飲み込むと有害
重篤な薬傷・眼の損傷
吸入すると有害
気道への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
水生生物に有害


日本食品洗浄剤衛生協会（食洗協）の定めたガイドライン（GHS）に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	炭酸塩、ケイ酸塩、カルボン酸塩
性状	粉末の記載（液性の表示「アルカリ性など」）
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はL等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	%（～ %）
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 粉塵、ミスト、蒸気を吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のスプーンを使用する旨。「粉末の手投げ洗浄剤」 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のトングを使用する旨。「タブレットの手投げ洗浄剤」 交換時は、カートリッジ（容器）に洗浄水が付着することがあるので口を上にして差し替える旨。「カートリッジタイプの場合」 他の容器（飲料用のボトルなど）に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、（洗浄で乾燥した）専用の（プラスチック）容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 移動、保管時は容器の口（キャップ）をしっかりと開める旨。「液体、固形などの製品の場合」 子供の手の届かないところに保管する旨。 施錠して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 内容物や容器は、（国際／国／都道府県／市町村の）規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示（イラスト等）、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。（コンタクトレンズは外す。）状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。） 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水（牛乳）を飲ませる。（意識のない場合には、口から何も与えない。）吐かせてはいけません。状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。） 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。（液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。）手当てが遅れると炎症（熱症）を起こすことがある。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
発売元：	○△× 株式会社
住所：	東京都○△区△△町××番地
電話番号：	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号：	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-5 食器洗浄機用洗浄剤-V〔粉末・非劇物・非塩素系〕

水酸化ナトリウム: 4.8%
EDTA-4Na: 20%
炭酸ナトリウム: 75.2%

業務用 ○△× (製品名)

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

 このマークは、食洗協が定めた自主規格基準に適合していることを示すものです。



危険

飲み込むと有害
重篤な薬傷・眼の損傷
吸入すると有害
気道への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
臓器の障害のおそれ
水生生物に有害

日本食品洗浄剤衛生協会 (食洗協) の定めたガイドライン (GHS) に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	炭酸塩、カルボン酸塩、水酸化ナトリウム
性状	粉末の記載 (液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄
内容量	kg 又は L 等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 粉塵、ミスト、蒸気を吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のスプーンを使用する旨。「粉末の手投げ洗浄剤」 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のトンクを使用する旨。「タブレットの手投げ洗浄剤」 交換時は、カートリッジ (容器) に洗浄水が付着することがあるので口を上にして差し替える旨。「カートリッジタイプの場合」 他の容器 (飲料用のボトルなど) に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、(洗浄で乾燥した) 専用の (プラスチック) 容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、擦液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 移動、保管時は容器の口 (キャップ) をしっかり閉める旨。「液体、固形などの製品の場合」 子供の手の届かないところに保管する旨。 施錠して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の) 規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」 ユーザーにとってより判り易い表示 (イラスト等)、項目などは各社の判断で対応	
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。) その後、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると失明することがある。 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水 (牛乳) を飲ませる。(意識のない場合には、口から何も与えない。) 吐かせてはいけない。状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。) 手当てが遅れると炎症 (熱症) を起こすことがある。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
発売元:	○△× 株式会社
住所:	東京都○△区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-6 食器洗浄機用洗浄剤-VI〔粉末・劇物・非塩素系〕

水酸化ナトリウム:50%
EDTA-4Na:10%
炭酸ナトリウム:40%

業務用 ○△× (製品名)

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

医薬用外劇物
水酸化ナトリウム:50%



危険

飲み込むと有害
重篤な薬傷・眼の損傷
吸入すると有害
気道への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
臓器の障害
水生生物に有害

このマークは、食洗協が
定めた自主規格基準に
適合していることを示す
ものです。



目に注意



マスク・手袋着用



子供に注意

日本食品洗浄剤衛生協会（食洗協）の定めたガイドライン（GHS）に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	水酸化ナトリウム、炭酸塩、カルボン酸塩
性状	粉末の記載（液性の表示「アルカリ性など」）
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はL等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	%（～ %）
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 粉塵、ミスト、蒸気を吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のスプーンを使用する旨。「粉末の手投げ洗浄剤」 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のトンクを使用する旨。「タブレットの手投げ洗浄剤」 交換時は、カートリッジ（容器）に洗浄水が付着することがあるので口を上にして差し替える旨。「カートリッジタイプの場合」 他の容器（飲料用のボトルなど）に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、（洗浄で乾燥した）専用の（プラスチック）容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 移動、保管時は容器の口（キャップ）をしっかりと閉める旨。「液体、固形などの製品の場合」 子供の手の届かないところに保管する旨。 施設して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 内容物や容器は、（国際/国/都道府県/市町村の）規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」 ユーザーにとってより判り易い表示（イラスト等）、項目などは各社の判断で対応	
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。（コンタクトレンズは外す。）その後、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると失明することがある。 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水（牛乳）を飲ませる。（意識のない場合には、口から何も与えない。）吐かせてはいけません。SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。） 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。（液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。）手当てが遅れると炎症（熱症）を起こすことがある。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
発売元	○×× 株式会社
住所	東京都○×区△△町××番地
電話番号	03-△△△△-□□□□
製造元	○××△△工業 株式会社
住所	埼玉県□□市○×町××番地
電話番号	048-△△△-□□□□
製造ロット番号	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

2. 業務用食器洗浄機用洗浄剤の特定用語の ラベル表示に関するガイドライン

[制定：2005年4月]

[改訂：2015年2月]

本ガイドラインは市場条件などを総合的に考慮して、特定用語の表示に関して本協会により自主的に設定されたものである。一般ユーザーの適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘因を防止し、公正かつ秩序ある競争を確保することを目的としている。

(1) ラベル表示に使用される特定用語

事業者は業務用食器洗浄機用洗浄剤の品質、性能、効果等に関して、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

① 万能を意味する用語

「万能」、「万全」、「何でも」等用途または効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することはできない。

② 完全を意味する用語

「完全」、「100パーセント」、「絶対」等全く欠けるところがないことを意味する用語は、断定的に使用することはできない。

③ 安全、無公害を意味する用語

「安全」、「無害」、「無公害」など安全性等を強調する用語は、断定的に使用することはできない。

④ 優位性を意味する用語

「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

⑤ 最上級を意味する用語

「最高」、「最大」、「最小」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

⑥ 永久を意味する用語

「永久」、「いつまでも」、「不変」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。

⑦ 環境保全を意味する用語

環境保全に配慮していることを意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

(2) 用語の科学的裏付けについて

事業者は次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

① 成分表示

業務用食器洗浄機用洗浄剤の成分を商品に表示する場合（業界の自主規格基準に定める表示方法による表示を除く。）には、化学名、商品名もしくはこれらの一般的に普及している略名またはその成分の使用目的等を示す語句を用いることができる。

ただし、その成分の付加に伴う注意事項があるときには、表示者はこれを付記しなければならない。

② 比較表示

業務用食器洗浄機用洗浄剤の品質、性能、効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的、科学的事実に基づく根拠がなければならない。

③ 新製品表示

「新製品」、「新発売」等の文言は、当該商品の発売後、1か年を超えて使用することはできない。

* 特定用語の表示ガイドラインについては 広告、パンフレット等にも適用されることが望ましい。

3. 製造ガイドライン

[制定：2005年4月1日]

製造に当たっては、人為的な誤りの防止、汚染及び品質低下の防止、品質の保証等に十分配慮するよう努める。本基準は科学技術の進歩等に合わせ定期的（3年毎を目処とする）に見直す。

(1) 構造設備

- ① 各作業室は混同や手違いが起こらぬよう、材料・器具等を所定の場所に整理すること。
- ② 塵、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。
- ③ 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。ただし他の試験・研究機関（食品衛生指定検査機関など）を利用して自己の責任で試験を行なう場合は、この限りではない。

(2) 管理

- ① 製造と品質管理責任者を指定し、責任体制を明確にすること。
- ② 製造の仕様書（作業手帳を含む）を設定し、これに添って作業を行うこと。
- ③ ロットの追跡が行えるような作業を行い、その記録を整備すること。
 - 1) 各作業工程、例えば秤量、原材料の受払い等の際に十分なチェックを行うこと。
 - 2) 製造工程の最終段階で品質チェックを行うこと。
- ④ 設備、器具等を定期的に点検整備すること。
- ⑤ 作業員に対する教育及び訓練を十分に行うこと。
- ⑥ 試験実施計画を作り計画的に品質管理のための試験、検査を行うこと。
- ⑦ 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を、適当な条件下で、製品の流通期間を考慮し十分な期間保存すること。
- ⑧ 製品に対する苦情を含めた情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。
- ⑨ 記録は整備し、少なくとも3年間保管すること。
- ⑩ 製造を委託する場合にあつては、委託者が製造・製品の責任をもち検体・記録の保管責任に当たること。

4. 認証制度運用に関する Q&A

[制定：1993 年 9 月]

[改訂：2015 年 2 月]

[申請・検査関係]

- Q 1) 製品名が同一で容器形状・容量が異なる場合、すべてに申請が必要か？
A 1) 同一製品名ならば一申請で可。ただし、表示見本は、全種類について提出すること。
- Q 2) 原料メーカーを変更（原料規格は不変）した場合、あるいは、品質およびラベル表示に変更のない組成変更をした場合、新たに申請が必要か？
A 2) その必要はない。
- Q 3) 成分が同一で製品名が異なる場合、申請、検査は製品ごとに必要か？
A 3) 製品名ごとに申請は必要であるが、検査は代表製品のみでよい。その場合、同一処方のため成分規格検査の免除を申請できる。
- Q 4) PB 製品の場合、認証登録を申請するものは製造者か販売者か？
A 4) 申請は基本的には製造者が行なう。
- Q 5) 製造元が複数ある場合、成分規格検査は全ての製造元の検体について行う必要があるか？
A 5) 原料系統などが製造元によって異なる場合があることから、成分規格検査は、全ての製造元の検体について行うことが望ましいが、申請者にかかる負担を考慮に入れて、いずれか 1 製造元の検体について行えばよいこととする。
- Q 6) 認証登録申請書 [書式-1]、適合マーク標記期間更新申請書 [書式-3]、および適合マーク標記中止届書 [書式-4] の申請者は、社長などの代表者でなければならないか？
A 6) これら申請書等の申請者は代表者またはこれに準ずる者であることが必要である。社長など代表権を有する者でなくても、役員であり当該洗浄剤部門の責任者であれば代表者とみなすことができる。

[成分規格関係]

- Q 7) 公的検査機関等に依頼する「成分検査項目」の内訳は？
A 7) 必須項目は、ひ素、重金属、メタノールの 3 項目である。ただし、メタノールについては、液状のものに限って試験する。なお、蛍光増白剤は着色料とみなされるため、試験項目より削除した。

特定項目（酵素，漂白剤，着色料，香料の 4 項目）は申請時に配合の有無および安全性の確認を申告する。

Q 8) 公的検査機関等への成分検査依頼の方法が分からない。

A 8) 当協会より公的検査機関等を紹介する。

[ラベル表示関係]

Q 9) 「アルミ」や「漆塗」の食器に対する注意表示はどこに記載するのか？

A 9) 注意表示の記載場所の分散化を防ぐ意味で、「使用上の注意」に集中して記載す。
なお、「アルミ専用」の表現は注意表示ではないので、この限りではない。

Q10) 発売元の代わりに販売元，内容量の代わりに正味量を使ってよいか？

A10) 意味は同じであるが，ガイドラインの表-3 の表示に従い，発売元・内容量に統一することが望ましい。

Q11) 表示事項として成分名，使用上の注意を記載する場合，漢字，ひらがな，カタカナの使い分けは自由か？

A11) ガイドラインの表-1，表-2 および表-3 に従って記載する。ただし，止むを得ない事情がある場合には，使い分けてもよい。

Q12) 製品名に「洗剤」とつけてもよいか？

A12) 製品名は自由でありメーカーの責任による自主判断でよく，「洗剤」でもよい。しかし製品名以外の場合は家庭用品品質表示法分類に準じて「洗浄剤」という文言を使用すること。

Q13) ダンボールへの表示はどの程度必要か？

A13) ダンボールに枠内表示（一般表示事項）はしなくてもよい。塩素ガス関連の危険表示は 1 色でもよいが，該当する全製品について行う。

Q14) 個装の場合，塩素系漂白剤配合洗浄剤の危険表示は 1 色でよいか？

A14) 家庭用品品質表示法で 3 色と定められており，3 色が望ましい。

Q15) 濃度表示は単に「%」でよいか？

A15) 「w/ w%」でも「w/v%」でも「%」でもよい。

Q16) 「超強力タイプ」の「超」は問題ないか？

A16) 公正競争規約に基づき，客観的根拠の無い場合は使用できない。

- Q17) 使用上の注意の記載順序，文言は自由か？
- A17) 記載順序については特に指定しない。基本的にはガイドラインの表-3の項目をカバーし，よりユーザーの立場と安全性を配慮した文言を心がけることとする。
- Q18) 「銀器が曇ったら〇〇を使用して下さい」といった，他の製品に関する宣伝等を「使用上の注意」に表示してよいか？
- A18) 「使用上の注意」の中に表示してはいけない。「使用上の注意」とは分けて別の適切な箇所に表示するのは良い。
- Q19) 複数の成分名を列記して表示する際に，成分名間の区切りはどのようにするか？
- A19) 空白または「，」で区切る。
- Q20) 表示に関して枠で囲う必要あるか？
- A20) 必要はないが，判りやすい表示を心がける。